

横浜市北部汚泥資源化センター汚泥処理・有効利用事業  
質問及び回答（モニタリング基本計画）

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
1	モニタリング基本計画		1	1	3						セルフモニタリング	「PFI事業者が事業を実施するにあたり業務を委託した企業（「受託企業」とは、設計及び建設、管理運営を受託している業者と同一でよい、という理解でよろしいでしょうか？（モニタリングのみを目的とした委託発注をする必要はないという理解でよろしいでしょうか？）	ご理解のとおりです。
2	モニタリング基本計画		10	3	3	(1)					減額対象及び是正レベルの認定	「事象例の一部を以下に示す。詳細は入札公告時に示す。」とありますが、詳細の参照箇所をご教示ください。	誤記であり修正します。
3	モニタリング基本計画		10	3	3	(1)					減額対象及び是正措置	『事象例の一部を以下に示す。詳細は入札公告時に示す。』と記載がありますが詳細をご教授ください。	No2をご参照ください。
4	モニタリング基本計画		12	3	3	(7)					再度是正勧告	「上記(5)におけるモニタリングの結果、是正計画書に沿った期間・内容による是正が認められないと市が判断した場合、・・・」とありますが、(6)の誤記と思われる。	誤記であり修正します。
5	モニタリング基本計画		14	3	4	(2)					減額ポイントの支払額への反映	3ヶ月毎に減額ポイントを集計して四半期毎にサービス購入料を支払うことになっていますが、「減額の必要がある場合には、毎月の支払額をPFI事業者に通知」とあります。どのような内容の通知になるのでしょうか？ご教示願います。	3か月分の減額ポイントの合計、適用する減額割合、適用する理由（事象）、減額予定額等を通知します。
6	モニタリング基本計画		15	3	4	(2)					減額ポイントの支払額への反映	【減額割合】表の内容が、モニタリング計画（案）と比較して、減額割合が大きくなっていますが、変更したお考えをお聞かせください。	減額割合について検討した結果、連続性をもたせるべきとの判断となり修正したものです。
7	モニタリング基本計画		16	3	6						サービス対価の構成等	管理運営対価として減額等の対象となる部分として記載がありますが、サービス購入料B2、B4については汚泥の年間処理量に応じて変動する仕組みとなっています。計画年間処理量を上回って処理できた場合は、PFI事業者側のインセンティブとなる、という理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。